

○長野県警察高齢社会安全安心総合対策要綱の制定について

平成29年8月2日
例規第23号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

本県は超高齢社会に突入しており、特殊詐欺等の高齢者を主な対象とする犯罪、高齢者が当事者となる交通事故、地域社会における高齢者の孤立化等を背景とした高齢者による犯罪等の防止対策は喫緊の課題であるほか、認知症高齢者への適切な対応、災害発生時に適切な避難行動が困難な高齢者への支援等、適切な高齢者支援が求められている。

これらの課題を各部門の共通の課題とし、より総合的かつ効果的な高齢者支援施策を推進するため、次のとおり長野県警察高齢社会安全安心総合対策要綱を制定し、平成29年8月2日から実施することとしたので、実効ある取組に努められたい。

なお、長寿社会総合対策要綱の制定について（昭和62年8月20日例規第5号）は、廃止する。

長野県警察高齢社会安全安心総合対策要綱

第1 目的

この要綱は、高齢者支援に関する基本的推進事項等を定め、高齢者が安全で安心して暮らすことができる社会づくりに向けた総合的かつ効果的な高齢者支援施策を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

- この要綱において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- この要綱において「要支援高齢者」とは、次のいずれかに該当する高齢者をいう。
 - 認知症又はその疑いのある高齢者
 - 一人で日常の生活をしている高齢者
 - 過去に特殊詐欺等の高齢者を主な対象とする犯罪の被害に遭ったことがある高齢者
 - 加齢による身体機能等の低下により、交通事故の当事者となる可能性が比較的高いと認められる高齢者
 - 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者に該当する高齢者
 - (1)から(5)までに掲げるもののほか、特に警察上の支援が必要と認められる高齢者

第3 高齢者支援施策を実施する上で配慮すべき事項

- 各部門の連携による活動の推進
高齢者及びその家族（以下「高齢者等」という。）を対象とした各種媒体による情報発信活動、街頭啓発活動等の実施に当たっては、計画段階から部門間での情報共有を図り、可能な限り合同で実施するなど、効果的かつ効率的な活動に配慮すること。
- 高齢者の状況に応じた支援の推進
高齢者支援施策は、一律に実施するのではなく、高齢者の心身の状況に応じた高齢者支援施策を推進すること。特に、要支援高齢者に重点を置き、きめ細かな支援を推進していくこと。

第4 基本的推進事項

- 地域全体で高齢者を見守る機運の醸成
高齢者支援施策の実施に関し地域住民の理解と協力が得られるようにするため、高齢者支援施策の推進に当たっては、地方自治体、関係機関・団体、事業者等との連携を図り、地域全体で高齢者を見守る機運を醸成する。
- 要支援高齢者に係る実態把握活動の推進

- (1) 各種警察活動を通じて要支援高齢者に係る次に掲げる事項の把握に努める。
 - ア 住所、職業、氏名、生年月日及び連絡先
 - イ 身体特徴
 - ウ 既往症
 - エ 家族の住所、職業、氏名、生年月日及び連絡先
 - オ 高齢者福祉施設等の利用状況
 - カ 各種支援、援護等の必要状況
 - キ 社会参加の状況
 - (2) (1)の規定による把握に当たっては、部門間の連携による情報共有のほか、地方自治体、関係機関・団体、事業者等が実施する高齢者への支援事業、取組等の状況に着目するなど、効率的かつ効果的に行う。
 - (3) (1)の規定により把握した要支援高齢者に係る情報は、要支援高齢者カード（様式第1号）により、要支援高齢者の住居地を管轄する警察署において管理し、各種高齢者支援施策に活用するものとする。
 - (4) 要支援高齢者カードを作成後、当該要支援高齢者に対して各種高齢者支援を実施した場合は、その状況を継続支援措置記録表（様式第2号）に記録するものとする。
- ### 3 高齢者の安全安心確保の推進
- (1) 高齢者見守り活動等の推進
 - ア 高齢者宅等への訪問活動の推進
高齢者宅、高齢者福祉施設等に対する訪問活動を積極的に推進する。
 - イ 安否確認の推進
アの訪問活動のほか、地方自治体、関係機関・団体、事業者等との連携を強化し、要支援高齢者に係る情報の共有化を図るなどして、高齢者の安否確認を推進する。
 - ウ 認知症高齢者の行方不明事案への適切な対応
認知症により行方不明となった高齢者の早期発見のため、行方不明事案に関する手配、各種照会等を迅速かつ的確に行うとともに、地域における高齢者の見守りネットワーク、地方自治体、関係機関・団体、事業者等との間で構築している発見・保護のためのネットワーク等を効果的に活用する。
 - (2) 各種犯罪等の防止活動等の推進
 - ア 高齢者の安全安心確保に資する情報発信活動等の推進
 - (ア) 特殊詐欺等の高齢者を主な対象とする犯罪及び高齢者が当事者となる交通事故を防止するため、これらの犯罪及び交通事故の発生傾向及び具体的防止対策に関する情報を、各種媒体又は街頭啓発活動により、タイムリーかつ分かりやすく高齢者等に発信する。
 - (イ) 高齢者を主な対象とする犯罪を防止するため、高齢者等に対する防犯診断及び防犯指導を積極的に推進する。
 - イ 高齢者による犯罪の防止活動の推進
 - (ア) 高齢者による犯罪の傾向や犯行動機等を詳細に分析の上、各種警察活動を通じて高齢者等に発信する。
 - (イ) 地方自治体、関係機関・団体、事業者等と連携し、地方自治体、関係機関・団体、事業者等が行っている高齢者を地域社会から孤立させないための活動等の情報を高齢者に提供するなど、地域社会におけるつながりの強化及び高齢者の社会参加のきっかけづくりを推進することにより高齢者の孤立化を防ぎ、犯罪の機会を与えない環境づくりを推進する。
 - ウ 高齢者に対する被害者支援の推進
犯罪被害に遭った高齢者に対しては、積極的に訪問活動を行い、不安を払拭させるための声掛けを行うなど、高齢者に寄り添った被害者支援を推進する。
 - エ 警察に対する相談の誠実な処理
高齢者に係る警察に対する相談を受理した場合は、高齢者の安全確保を最優先とし、その内容

に応じた適切な助言及び指導を行い、誠実な処理を徹底する。

(3) 高齢者を主な対象とする犯罪の検挙活動の推進

特殊詐欺等の高齢者を主な対象とする犯罪の被害の拡大及び再発を防止するため、これらの犯罪の発生状況を的確に分析して検挙活動に生かすほか、だまされた振り作戦等の高齢者の自発的な協力に基づく検挙活動を推進する。

(4) 総合的な交通事故防止対策の推進

ア 高齢者交通安全教育の推進

高齢者が当事者となる交通事故を防止するため、高齢者を対象とする参加・体験型の交通安全教育の機会を拡大するとともに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対する訪問指導等を積極的に推進する。

イ 高齢運転者対策の推進

(ア) 高齢者の運転特性、交通事故実態等を的確に分析し、分析結果に基づく高齢者に対する講習等の受講を推進する。

(イ) 高齢者が運転免許の自主返納について相談しやすい環境を整備するほか、地方自治体等に対して運転免許を自主返納した高齢者への支援施策の充実を積極的に働き掛けるなど、自動車等の運転に不安を有する高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境の整備に向けた取組を推進する。

ウ 交通環境の整備の推進

高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の安全に配慮した交通安全施設の整備等を積極的に推進する。

(5) 災害対策の推進

ア 防災意識の高揚

高齢者の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における適切な避難行動を促進するため、防災知識の普及を推進する。

イ 管理者対策の推進

高齢者福祉施設等の職員が、災害発生時に高齢者の避難誘導等、的確な対応をとることができるようにするため、高齢者福祉施設等の管理者、代表者等に対する防災指導、防災講話等の管理者対策を推進する。

ウ 災害警備訓練の推進

災害発生時において高齢者が的確な行動をとることができるようにするため、また、地域住民が、高齢者の的確な避難誘導及び救出措置を講じることができるようにするため、地方自治体及び関係機関・団体と連携し、避難誘導訓練、救出訓練等の災害警備訓練を推進する。

第5 長野県警察高齢社会安全安心総合対策推進委員会

1 委員会

(1) 設置

警察本部に、長野県警察高齢社会安全安心総合対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 任務

委員会は、高齢者支援施策に関する総合的な検討を行い、部門横断的な高齢者支援施策を推進するとともに、第4に定める基本的推進事項の推進状況を把握し、必要に応じて見直しを行うことを任務とする。

(3) 構成

ア 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

イ 委員長は警察本部長を充て、委員は次に掲げる者を充てる。

(ア) 警務部長

(イ) 生活安全部長

(ウ) 地域部長

- (エ) 刑事部長
- (オ) 交通部長
- (カ) 警備部長
- (キ) 情報通信部長

(4) 運営

ア 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

イ 委員長は、必要と認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。

ウ ア及びイに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 幹事会

(1) 委員会の下部組織として幹事会を置き、委員長の指定した事項について、調査、検討等を行う。

(2) 幹事会は、会長及び会員をもって構成する。

(3) 会長は警務課長を充て、会員は次に掲げる者を充てる。

ア 総務課長

イ 会計課長

ウ 監察課長

エ 生活安全企画課長

オ 地域課長

カ 刑事企画課長

キ 交通企画課長

ク 警備企画課長

ケ 警備第二課長

コ 関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課長

(4) 運営

ア 幹事会は、会長が招集し、会議を主宰する。

イ 会長は、必要と認めるときは、会員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。

ウ ア及びイに定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3 専門部会

(1) 委員長は、特定事項について調査させるため、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

(2) 専門部会の構成等は、委員長が定める。

4 庶務

委員会、幹事会及び専門部会の庶務は警務課において行うものとする。